

会 議 録

会議の名称	第83回行田市都市計画審議会
開催日時	令和元年10月29日(火) 開会：午後2時 閉会：午後3時30分
開催場所	行田市産業文化会館2階 第2会議室
出席者(委員) 氏名	國島健一 朽木 宏 大野久美子 小川雅以 田尻 要 高橋弘行 吉野 修 高澤克芳 根岸喜代志 宮晴夫 (名簿順・敬称略) ※幹事 三好都市整備部長 青山都市計画課長
欠席者(委員) 氏名	根岸幸司 新井ひろみ (名簿順・敬称略)
事務局 (担当課)	【都市計画課】 寺田推進幹 金子主幹 馬場主幹 石川主査 本間主査 峰川主事 吉田主事
会議内容	議第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更について(諮問)
会議資料	(資料名・概要等) ① 次第 ② 生産緑地地区パワーポイント説明資料 ③ 資料1 行田都市計画生産緑地地区の変更(行田市決定) ④ 行田市都市計画審議会条例 ⑤ 行田市都市計画審議会名簿 ⑥ 行田市都市計画審議会 会議傍聴要領
その他必要 事項	傍聴人なし

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
<p>小川会長</p> <p>青山幹事</p> <p>小川会長</p> <p>青山幹事</p> <p>朽木委員</p>	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料確認 <p>2 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小川会長あいさつ <p>3 議事</p> <p>審議</p> <p>議第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月11日付け行都第776号にて、市長より行田都市計画生産緑地地区の変更について、意見聴取があった。 ・議第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更について、幹事に説明を求める。 <p>青山幹事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更について、担当より説明させていただく。 <p>■ パワーポイント資料及び資料1を用い、担当から説明</p> <p>小川会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度上は公共目的で買取意向を確認するが、実際に買取したことはあるか。市の財政状況が厳しい中で、代替用地の確保といった何らかの措置は考えられないか。 <p>青山幹事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内における農地の重要性は認識している中で、将来的な有効利用の可能性や、周辺の公園の整備状況を踏まえ検討した結果、本案件については市では希望しないとしたところである。 <p>朽木委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2点確認したいことがある。 ・1点目。今回の生産緑地地区長野第2号については、本審議会開催前に現場において建築行為があったようだが、そのようなことは可能なのか。 ・2点目。2022年に現在指定している約20ヘクタールの生産緑地は、一斉に行為制限解除可能になると思われるが、空き家等に対する将来的な対策は考えられないか。都内では、空地を活用した、避難場所としての機能も兼ねた農業学校を設置している

<p>青山幹事</p>	<p>ところもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1点目については、買取申出があった後、庁内における買取意向の確認を1ヶ月間実施。その後、農業従事者への斡旋を2ヶ月間実施した後、行為制限解除となる。本審議会前に建築行為があったことについては、生産緑地法上の行為制限が解除されたためであり、本審議会にて諮るのには、都市計画法上の生産緑地地区を変更するためである。 ・ 2点目については、令和4年で本市における概ねの生産緑地地区の指定が解除されることとなるが、農業従事者の意向を確認しながら、法改正に伴う新たな制度「特定生産緑地制度」を活用することで、税制や緑地減少に対する緩和措置を図っていきたいと考えている。特定生産緑地として指定することで、10年間据置き課税となる。
<p>高橋委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産緑地地区佐間第4号は、台風19号による水害のあった区域に近接している。今後の水害対策として生産緑地を活用することは考えられないか。
<p>青山幹事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用地としての活用は今のところ考えていない。今後、必要性に応じ庁内で検討をしていくことは考えられる。
<p>朽木委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回のような災害が発生することは、ハザードマップ等でその詳細について、以前から想定・対策しているところである。今後においては、建築行為をするにあたっての条件設定等は、行政の対応として考えられるのではないか。
<p>青山幹事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画として現在の開発基準を順守することは重要と考えている。条件設定については、この場では答えかねる。
<p>根岸喜代志委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産緑地の指定解除が行われる中で、市として緑地の数値目標のようなものはあるか。
<p>青山幹事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行田市みどりの基本計画において、生産緑地に限らず、市内の緑地に対する大まかな数値目標は設定している。生産緑地として、追加で10年間営農していくかは、農業従事者の意向にゆだねられているところである。
<p>宮委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定生産緑地の制度は税制上の都合と緑地管理に対する配慮と

<p>青山幹事</p>	<p>すれば、本審議会の役割としては、その監査ということか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法上で生産緑地地区を定めていることから、その変更 に際しては、都市計画審議会に諮る必要があるためである。
<p>高橋委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審議の結果、変更しないとなった場合はどうなるのか。
<p>青山幹事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法上の生産緑地地区の指定が残ることになる。
<p>大野委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在指定している他の生産緑地は適正に営農されているのか。
<p>青山幹事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場には生産緑地地区の標柱を設置するものとしており、適宜 状況を確認・指導しているところである。
<p>小川会長 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則規定はあるのか。 ・生産緑地法第9条第1項に基づく原状回復命令に違反した場合、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することができる。
<p>高橋委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・買取希望額は誰が設定しているのか。金額が高すぎるのではな いか。
<p>青山幹事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が額を設定するため、こちらの意見を反映させる余地は ないが、基本的には路線価相当額を基準にして設定することが多 いと思われる。
<p>三好幹事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総括的な意見として、生産緑地法の行為制限解除と都市計画法 の生産緑地地区の変更の差があることについては、生産緑地法が 営農者や土地所有者に対する緩和措置としての側面がある以上や むを得ない状況であると思われる。本審議会においては、同様の 案件に対しては、了解したものとして扱う等の事務処理が可能か どうか、他市町村の事例を含め検討していくことも考えられる。
<p>小川会長</p>	<p>採決</p>
<p>小川会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、議第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更につい て採決に移らせていただく。 ・原案のとおり可決することに異議はないか。 <p style="text-align: center;">(意義なし)</p>
<p>小川会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、議第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更につい ては全会一致により、原案のとおり可決させていただく。 ・本日の議事については、これで結審とさせていただく。

審議終了

4 事務連絡

- ・パワーポイントを用い、特定生産緑地地区制度に関する報告。

5 閉会